

# 富山県内水面漁場管理委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和8年2月3日(火) 午後1時30分から午後3時25分  
場所 森林水産会館33号室

## 2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、立野義弘、田子泰彦、中井隆行、堀井律子(欠席委員:なし)

## 3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

## 5 議事録署名委員の指名

中井隆行、杉守智美

## 6 県職員等

水産漁港課 荒木参事、南條副主幹、中島主任

## 7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課課長兼務)

## 8 付議事項(議題)

- (1) 第5種共同漁業の漁場計画(案)に係る利害関係人からの意見募集の結果について(報告)

県水産漁港課の中島主任から、資料1に基づき説明があった。

令和8年9月1日に予定されている第5種共同漁業権の切替えに関連し、県は漁場計画を策定して公示する必要があるとあり、その策定において、漁業法第64条第1項の規定に基づき、利害関係人の意見を聴かなければならないこととされている。このため、令和7年12月23日から令和8年1月20日までの期間で、県HPにて利害関係人の意見を募集したところ、漁場計画(案)に対する意見の提出はなかった。

この議題について、委員から意見や質問等はなかった。

(2) 第5種共同漁業の漁場計画について（諮問）

県水産漁港課の中島主任から、資料2に基づき説明があった。

県は漁場計画の策定プロセスにおいて、漁業法第64条第4項の規定に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。12月に開催された前回の委員会において、漁場計画の素案をお示ししたが、本日の委員会において、計画に関する改めての説明と、12月の委員会後の手続きも踏まえて、正式に諮問するものである。

今般諮問する漁場計画（案）は、12月の委員会でお示しした素案と同一の内容である。現行の漁場区域からの変更点は、内共第7号（白岩川）において、金剛橋下流端までとなっている白岩川支流栃津川の漁業権区域を、第2米道橋下流端までに拡大している。現行の漁業権魚種からの変更点は、内共第11号（百瀬川）において「にじます」を削除して「あゆ」を追加、内共第12号（庄川）において「にじます」を削除して「もくずがに」を追加、内共第13号（庄川上流）において「にじます」を削除している。制限又は条件については、従前どおり「河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと」としている。

漁場計画について河川管理者及び港湾管理者（北陸地方整備局、県河川課、県港湾課）に文書協議したところ、県河川課、県港湾課から異存ない旨の回答文書を受領するとともに、北陸地方整備局の地方官署である黒部川河川事務所、富山河川国道事務所及び利賀ダム工事事務所から、異存ない旨の内諾を得ている。北陸地方整備局からの正式な回答文書は、後日受領予定であり、3月委員会で改めて報告する。

今後の手続きスケジュールとしては、委員会は、漁業法第64条第5項の定めにより、公聴会を開催して漁業者や利害関係人の意見を聴いた上で答申する必要がある。3月下旬に公聴会を開催し、公聴会終了後、引き続き委員会を開催し、漁場計画について県に答申する予定としている。その後、4月に県から漁場計画の公示、7～8月に漁業権免許の申請、最後に、令和8年9月1日に漁業権を免許して、一連の切替え手続きが完了となる。

この議題について、委員から意見や質問等はなかった。

(3) 公聴会の開催日時について（協議）

事務局の前田事務局長から、資料3-1～3に基づき説明があった。

漁業法第64条第4項により、都道府県知事は、漁場計画の案を作成したときは、委員会の意見を聴かなければならず、第5項において、委員会は意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、意見を聴くこととされている。富山県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程では、第2条において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならず、第4条により、その開催の期日から少なくとも1週間前に、日時、

場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、第5条において、委員会は、公聴会において意見を述べようとする者をしてあらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができることとなっている。

資料3-1に公聴会の開催に係る県報の公告(案)を示しており、開催場所は富山市内を予定しており、公聴会において意見を述べようとする者は発言内容の要旨を書面に記載し、事前に委員会事務局へ提出することを求めている。漁場計画書及び漁場図の案は、水産漁港課と委員会事務局で閲覧できるほか、ホームページにも掲載する予定としている。公聴会の開催日時は、令和8年3月25日(水)か3月26日(木)のいずれかの午後1時30分からを提案するので、委員の皆さんで協議いただき決めていただきたい。

協議の結果、各委員の都合を踏まえ、令和8年3月26日(木)午後1時30分から公聴会を開催することが決議された。

#### (4) 第5種共同漁業権の免許に係る増殖指針について(協議)

県水産漁港課の中島主任から、資料4に基づき説明があった。

漁業権を免許するにあたり県は漁場計画を公示するが、同時に免許の可否の基準として、増殖指針を公表する。第5種共同漁業権の免許は、漁業権者による増殖活動が必須という特徴を持ち、増殖指針は県が計画を定めた漁場について、増殖を行う水産動植物の種類、増殖方法、増殖規模等を定めるものであり、免許を申請する漁協は、この指針を踏まえて漁業権魚種の増殖計画を定め、免許申請を行うこととなる。

今般の指針の検討にあたっては、平成19年度を基準年として、令和6年度を評価年として、遊漁者の採捕量、正組合員の人数、そして漁場面積がどのように変化したかに焦点を当てて検討を進めた。すなわち、漁場や漁業権魚種が現在とほぼ同じとなった前々回の漁業権切り替えから、現在に至るまでの18年間で、採捕量がどのように変化したかを新しい指標に盛り込んで検討した。なお、本説明資料における「採捕量」は、実際に採捕した数量ではなく、採捕する人の数に比例して変動するものとして「年間の採捕者数」、より具体的には、1年間にどれだけの人が漁場に入ったかを表す年間入漁者数で置き換えて、採捕努力量という意味合いで示している。富山県の遊漁者による採捕量を評価するため、アユ、サクラマス、および雑魚に大別して魚種別年間入漁者数を求めた。なお、雑魚とは、アユとサクラマスを除く全ての魚種を示し、漁場によってはモクズガニやウナギも含む分類となっている。その結果、評価年の「採捕量」(年間入漁者数)は、アユでは基準年の61%、雑魚では基準年の81%に減少していた。サクラマスでは基準年の129%に増加していたが、平成24年度以降は横ばい推移しており、増加あるいは減少する傾向は認められなかった。評価年における県内の内水面漁協の正組合員数は基準年の69%であり、遊漁者によるアユや雑魚の採捕量の減少と同じトレンドを示していた。漁場面積については、軽微な差はあるものの、大きな変

化はなかった。以上のことから、遊漁者及び漁業者の採捕量の低下に合わせ、過剰な増殖活動による環境負荷となっている、天然資源との餌の競合等を抑制し、漁場環境を適正化するため、次の方法により増殖指針（案）の増殖規模を算定する。各魚種の増殖規模は、アユについては令和7年度増殖目標量の60%、雑魚については令和7年度増殖目標量の80%、サクラマスについては令和7年度増殖目標量の100%とする。

新設する魚種の増殖方法と増殖規模については、百瀬川と庄川本川の漁業権者である庄川漁連に詳細なヒアリングを行った結果も踏まえ、漁場の規模と採捕量の見込等により、百瀬川のアユは笹川相当の数量、庄川本川のモクズガニは小矢部川相当の数量としている。

指針の本文は、指針の主旨、増殖方法、増殖規模、そして留意事項で構成されている。留意事項については、今回の指針から新設したものである。漁業権免許後の目標増殖量は、環境変化や漁業者の経済状況などを踏まえ、実情に合わせて柔軟かつ適正に設定されるべきであるため、免許の一応の基準として示した増殖指針を固定化して考えるべきではなく、増殖目標量も毎年状況に合わせて柔軟に変更できるという主旨である。コイの増殖方法についても、資源状況によっては種苗放流以外に、産卵場造成といった手法でコイの増殖を進めていくことを検討することを指針に明記している。

- 田子委員より、次のとおり意見があった。細かなデータに基づき、新たな漁業権での増殖の指針が示されおり素晴らしい。新たな魚種として追加された百瀬川のアユ、庄川のモクズガニについても、類似河川を参考にして適切に増殖規模が設定されている。ただし、漁場面積について変化がないとされているが、漁場の広さは、川が蛇行するか、直線的に流れるか、また、水深の深い場所があるかないかによって、左右される。今後、容積がどのように変化しているか、その観点から漁場の広さを評価していただきたい。
- 中島主任より、次のとおり回答があった。県の増殖指針は、平成9年度から固定化されてきた実態があり、それを今回変えていくために、漁業者や遊漁者が減ったという、分かり易く明らかな事実を明示して根拠とした。田子委員ご指摘のとおり、河川工事等により淵が減少している、直線化しているという実態があると思うので、次の10年に向けて、データを収集したり、ヒアリングを行ったりした上で、次回の改定の際に取り入れていきたい。
- 田子委員より、留意事項として、増殖目標量を固定化しない点に留意することが今回追加されているが、増殖目標量を変化させるのは、具体的にどのようなケースが想定されるか、質問があった。
- 中島主任より、次のとおり回答があった。近隣県への聞き取りでは、漁業権者へのヒアリングを行っており、種苗放流だけでなく他の方法も組み合わせて増殖した場合、次年度の放流量を調整するなど、状況に応じた増殖目

標量を設定している。具体的には、産卵場造成を実施したり、漁場の一部をキャッチアンドリリース区域に指定した場合、それぞれの効果を種苗の放流量に換算し、その分、放流量を減少している事例がある。本県も、いきなりは難しいが、毎年状況に応じて対応していく方法を提示させてもらった。

- 田子委員より、漁業権者から委員会や県に事前に相談すれば良いという理解で良いか、質問があった。
- 中島主任より、例年、委員会により増殖の状況についてヒアリングを行っており、その機会が重要になり、漁協が主体性を持ってデータ等を提示していただければ検討するので、災害による漁場の荒廃や漁協の経済的負担能力等も勘案して、増殖目標量へ反映させていきたい、と回答があった。
- 田子委員より、増殖指針に放流する魚の大きさが示されているが、計測等の確認はどのように行われているか、質問があった。
- 中島主任より、次のとおり回答があった。漁協が放流種苗を購入した際に把握しているとの理解であり、その情報を委員会等による増殖に係るヒアリングの際に聞き取っているもの。なお、このサイズは、前回、10年前の指針から変更はしていない。
- 東会長代理より、ヤマメやイワナのキャッチアンドリリース区域を設けた場合に成魚放流をすると、結構な経費が掛かることから、その経費等を考慮していただけるのか、質問があった。
- 中島主任より、ケースバイケースとなるが、情報をお聞きして県や委員会で議論することとなる、との回答があった。
- 田子委員より、今回、指針において溪流魚等の放流量が2割減少したことは、近年の物価高等の状況を踏まえると安心材料である、との意見があった。
- 中井委員より、自身の漁協では、地元のコイの養殖業者からKHVに罹っていない種苗を購入して放流しているが、産卵場造成と種苗放流による増殖効果の違い、効果の考え方について、質問があった。
- 中島主任より、産卵場造成については、水産庁が平成22年に作成したパンフレットにも換算方式が示されており、それに基づいて把握すれば良いとの回答があった。
- 田子委員より、現在、自分の所属する漁連でコイは放流していないが、この留意点は、産卵場造成を実施した方が良いとの主旨か、質問があった。
- 中島主任より、コイの資源が減少している場合には、増殖の一つの手段として検討していただきたいとの主旨である、との回答があった。
- 東会長代理より、コイの増殖手法として、産卵場造成よりも卵放流が有効と思うが、KHVは卵に垂直感染するのか、質問があった。
- 中島主任より、後ほど個別に回答させていただきたい、との回答があった。
- 田子委員より、庄川も神通川も、KHVの発症範囲であり、既に抗体を持つ

たコイが分布するのではないかと、との質問があった。

- 南條副主幹より、県内ではKHVは平成21年度以降は発症は確認されておらず、全国的には減少傾向にあるものの、近年も発症例が確認されており、注意が必要である、との回答があった。
- 杉守委員より、平成18年から変更されていなかった増殖指針が、今回、根拠データを示した上で変更されたことについて、大変すばらしいことと受け止めており、内水面の漁協の方々が、これだけ多くの種苗を放流して増殖に取り組んでいることをより多くの方々に知らせていただきたい、との意見があった。
- 田子委員より、組合員でも知らない人がいるので、漁協でも報告書等を作成して情報共有を図っている、との説明があった。
- 立野委員より、遊漁者や組合員が減少しているデータが示されていたが、その原因は何か、質問があった。
- 中島主任より、人口減少や高齢化などの影響があることや、レジャーの多様化により内水面遊漁を楽しむ人の割合が減少していること、また、正組合員の地区の範囲による制限などが影響しているのではないかと回答があった。
- 立野委員より、こういった数字が減っている中で、義務放流量を減らすということは、遊漁者の減少に繋がるのではないかと考えられ、どういう意味なのか、質問があった。
- 中島主任より、今回提示したのはあくまで免許の可否のための基準であり、遊漁者に魅力的な漁場とするために、義務放流に加えて、漁協独自の自主放流等を行っていただき、遊漁者のニーズに応えていただきたい、と回答があった。
- 田子委員より、漁協の正組合員の人数については、法令上の制限がないにもかかわらず、漁協の判断により地区の範囲を制限する傾向にあり、地区の大きさにより組合員の人数が縛られている側面がある、との意見があった。このほか、委員から意見や質問等はなく、増殖指針は異議なしとして、了承された。

#### (5) 神通川水系熊野川における水産動物採捕規制の委員会指示について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料5-1～2に基づき説明があった。

神通川水系熊野川の上流域は、サクラマス等の産卵場が確認されており、資源保護のため、漁業権者である富山漁協により禁漁区等の採捕制限が設けられている。表1に、熊野川における富山漁協の行使規則および遊魚規則による採捕制限をまとめている。小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域においては、富山漁協の遊漁規則等でアユやサクラマス等の漁業権魚種の採捕は制限されているが、漁業権魚種以外の魚種は採捕することが可能であるため、漁業権者と遊漁

者等とのトラブルが懸念される。このことから、熊野川の小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域において、水産動物の採捕を制限する委員会指示が、平成 20 年 4 月から継続して出されているが、現在の委員会指示は、令和 8 年 3 月 31 日で終了となる。については、本指示を継続することを内水面漁場管理委員会に協議する。

委員会指示の内容としては、神通川水系熊野川の小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域において、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、水産動物を採捕してはならない、というものである。

- 田子委員より、委員会指示で規制する区域では、漁業権魚種以外の魚として、具体的にどのような魚が釣れるのか、質問があった。
- 東会長代理より、天然のイワナやヤマメがいる場所であり、山奥にあるため監視がしにくく、漁業権魚種以外の魚を釣っているとして、監視員が釣りを止めるように言っても、従ってもらえないことがあり、この場所については、委員会指示により全面的に採捕を禁止してもらっている、との回答があった。
- 田子委員より、どこでも漁業権魚種を釣っていないと言い張る遊漁者はいるが、この区域は多くの魚種が漁業権の対象魚種となっていることから、漁業権魚種が釣れる可能性がある点を指摘して、釣りを止めてもらうことは可能であり、この場所を特別に委員会指示で制限する必要性があるのか、との意見があった。
- 東会長代理より、神通川本川でサクラマスを狙って釣りをしている、ニジマスを狙った釣りをしていると言われると、止めさせることができないことと一緒にできないか、との意見があった。
- 田子委員より、仮に漁業権魚種が釣れてなくても、釣れてしまうから駄目だとして、遊漁券を買ってもらうべきではないかと思う、との意見があった。
- 前田事務局長より、漁業権の区域で遊漁できる場所であれば、漁業権魚種が釣れる可能性が高いとして遊漁券を購入してもらおう対応が良いのだと思うが、当該区域は遊漁ができない区域であることから、遊漁券を買ってもらわう場所ではなく、遊漁を止めさせるためには、委員会指示で規制することは有効であり、実際に遊漁ができる漁業権区域の場合とは異なるのではないか、と説明があった。
- 田子委員より、果たしてトラブルが毎年起こるのか疑問があり、わざわざ毎年委員会指示で規制するのは、不合理のように思われる、との意見があった。
- 前田事務局長より、委員会指示を出している年数が長くなっているが、固定化するためには、県規則により禁止区域として規制する対応となるが、数多くのハードルがあり容易ではない、との説明があった。
- 田子委員より、この委員会指示を出す必要があるということであれば、他に

も、水産動物の採捕を制限すべき場所が多数あり、そういった場所にも委員会指示による規制をしてもらいたい、との意見があった。

- 東会長代理より、この場所での採捕を規制する要因として、サクラマスの産卵場を保護する目的があり、漁場監視員の目が届きにくい場所に、釣り人が来て釣っていくのを防ぐ目的がある、との説明があった。
- 田子委員より、そのような目的であれば、保護水面に指定する等の対応も検討すれば良く、毎年の委員会指示の発出は止めれば良いのではないか、との意見があった。
- 前田事務局長より、恒久化しようとするれば、県規則による規制という方向性もあるが、委員会指示は、海面では昭和年代から継続して発出されている事例もあり、長期間にわたる事例もある、との説明があった。
- 東会長代理より、来年度については委員会指示を出していただくこととして、自分の漁協の漁業権区域であるので、将来的な取り扱いについて検討した上で、また県に相談しながら進めて行きたい、との意見があった。
- 竹野会長より、必要な漁協におかれては、水産資源を保護するための協議を県としていただきたい、との意見があった。
- 角眞委員より、一部にモラルに欠けた遊漁者がいるが、そのような人を見かけた場合には、どこに通報すれば良いのか教えていただきたい、との質問があった。
- 東会長代理より、次のとおり回答があった。アユの時期であれば漁協に言っていれば良く、サケに関しては警察に通報していただきたい。サクラマスについても漁協であるが、スズキを釣っていると言われるような場合には、警察や県にも来ていただきたいような案件である。スズキも漁業権魚種にできればよいが、放流種苗が手配できないことから、現状ではできない、と回答があった。
- 田子委員より、角眞委員のご質問については、漁協に通報していただき、監視員が対応することになるが、サケについては警察に通報していただきたい、との回答があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、資料5-2に示した委員会指示のとおり発出することが了承されたが、竹野会長から、本指示については、検討を加えて将来的に改めることも検討していただくとともに、他の漁協でも同様の状況があれば県にご相談いただきたい、との意見が付された。

## (6) その他

県水産漁港課の中島主任から、資料に基づき秋サケ来遊実績について説明があった。

令和7年12月31日時点の本県の秋サケ来遊実績については、本年度の海面と河川を合わせた県内沿岸来遊数が2,987尾であり、昨年度の83%にとどまってお

り大変厳しい結果となった。

全国の子ケの沿岸漁獲と河川捕獲を累計した来遊実績についても、北海道の太平洋側、日本海側、本州の太平洋側、日本海側のいずれの場所でも、不漁であった前年を下回り、依然として厳しい状況が続いている。

県では事前に北海道、秋田県、山形県に卵の融通を依頼していたが、各道県とも自道県の計画を達成するので精いっぱい、余剰卵の提供はなかった。以上のこともあり、今年度は県内で 152 万粒の卵が得られ、130 万尾程度の稚魚の放流を見込んでいる。

- 田子委員より、来年、或いは4年後にはどのようなになるか、質問があった。
- 中島主任より、稚魚の生残状況にもよるが、より厳しい状況になると予想される、との回答があった。
- 田子委員より、減少の要因は何が考えられているか、質問があった。
- 中島主任より、稚魚の放流後の生き残りが良くなかったことが影響しているのではないかと考えられている、と回答があった。
- 東会長代理より、石川県について、来遊数が増えている要因について、石川県から何か聞いていないか、質問があった。
- 中島主任より、石川県については、そもそも絶対数が少ないので、増加割合は大きいですが、意味のある変化かどうか分からないが、石川県に確認してみる、との回答があった。
- 田子委員より、子ケの漁協内での取り扱い方法の変更など、人為的要因により採捕数が増減することはあり得る、との意見があった。

(7) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和8年3月26日(木)13時30分から開催する公聴会の終了後に、開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年2月3日

議長

署名委員

署名委員